

小笠原 保健所だより

令和6年度 第1号 No.299

東京都島しょ保健所小笠原出張所

〒100-2101 東京都小笠原村父島字清瀬

電話 04998-2-2951

Fax 04998-2-2953

Email S1153605@section.metro.tokyo.jp

東京都島しょ保健所ホームページアドレス

<https://www.hokeniryu.metro.tokyo.lg.jp/tousyo/ogawara/index.html>



Eメール

ホームページ



ご相談の際は、あらかじめお電話で担当職員にご連絡ください。

旅館業法が改正されました

令和5年12月13日から、旅館業法が変わりました。

主な変更点は以下のとおりです。

- ① カスタマーハラスメントなどを行う宿泊客の宿泊拒否が可能になりました。
- ② 宿泊者名簿の記載事項から「職業」が削除され、「連絡先」の記載が必須となりました。



宿泊拒否を行った場合には、その記録や責任者名、宿泊拒否の理由などを3年間保管しましょう。

事業譲渡が可能になりました！！

食品調理製造業、旅館業、理美容所、クリーニング所などの営業許可について、事業譲渡が可能になりました。

今までは、営業者が死亡した後に法定相続人への地位承継のみが可能でしたが、今後は生前贈与、個人／法人譲渡、法人成りなどの際に事業譲渡を行うことができます。



「令和5年12月13日から
旅館業法が変わりました！」
厚生労働省

契約の状況などによっては事業譲渡が出来ず、
新規の扱いとなることもありますので、必ず事
前に保健所に相談してください。

問合せ：生活環境担当

保健所の仮説庁舎が完成しました

現在、保健所では庁舎の老朽化による建て替え計画を進めております。そのため、建て替え作業により保健所機能が停止することがないように一時的に仮設庁舎を建設することとなりました。

皆様のご協力により10月から診療所向かいの駐車場で建設が始まった仮設庁舎が無事に完成致しました。

- 移転は5月以降を予定しております。
- 住所、電話番号に変更はありません。
- 仮設庁舎隣の診療所駐車場につきましては従前どおりご利用いただけます。



よろしくお願いします



ペットが人間にケガをさせたら・・・

東京都動物の愛護及び管理に関する条例 第29条により、
ペットが人間にケガをさせた場合、ペットの飼い主は
24時間以内に保健所に事故発生届を提出する義務があります。

また、犬が人を咬んでしまった場合には事故発生届を提出するだけでなく、
48時間以内に獣医師による狂犬病検診を受けさせなくてはなりません。



「飼っている動物が
人に危害を加えたら」
東京都動物愛護相談センター



問合せ：生活環境担当

再発防止を防ぐためにも、飼い主の責務として
保健所に必ず報告するようにしましょう。

保健所事業のお知らせ

肝炎ウイルス検査

B型・C型肝炎ウイルス検査（血液検査）を無料で実施しています。
都内にお住まいの40歳以上の方で、村が実施する検査を受ける機会
を逸した方、または39歳以下で村に在住している方が対象です。
検査は事前のご予約が必要です。

肝炎検査がインターネットで
申し込めるようになりました



<https://logoform.jp/form/tmform/436114>

HIV検査・性感染症検査

匿名でHIV検査に併せて梅毒・クラミジア・淋菌の検査を
無料で実施しています。検査は事前のご予約が必要です。

検便検査

食品取扱従業者の方を対象に、感染症・食中毒等の発生予防を目的とした検便検査を実施しています。

日程	4月1日（月曜日） 5月7日（火曜日）※母島は5月8日（水曜日）のははしま丸に載せてください 6月3日（月曜日）
受付時間	各日 9:00～12:00
料金	480円（0-157検査は+480円）



問合せ：検査担当

父島企業健康診断のお知らせ

保健所で健康診断の受診をご希望される事業所
の方は事前に申し込みが必要です。

【実施期間】 5月末～1月末（月・水・木曜日）

【実施時間】 8:30～11:30

- 受診を希望される日から、概ね1ヶ月前までに申し込みください。
- 日時のご希望に沿えないこと、感染症患者対応等により直前に中止となる場合があることをご了承ください。
- 健診結果のお渡しは2～3ヶ月後になる場合があります。

予約の申し込み受付時間

（土日、祝・祭日を除く）

午前 8時～12時

午後 2時～5時



問合せ：健診担当